

国不参第20号
令和3年4月23日

各業界等団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官
(公印省略)

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行等について

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「法」という。別紙1参照。）が令和2年6月19日に公布され、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日を定める政令（令和3年政令第142号）に基づき令和3年6月15日から施行される。また、法の施行に伴い、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第143号。別紙2参照。）及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第34号。別紙3参照。）が同年4月21日に公布され、同年6月15日に施行される。加えて、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第十二条第四項の知識及び能力に関する要件を定める件（令和3年国土交通省告示第378号。別紙4参照。）、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の講習に相当する講習を定める件（令和3年国土交通省告示第379号。別紙5参照。）、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令による改正後の賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十四条第二号の講習に相当する講習を定める件（令和3年国土交通省告示第380号。別紙6参照。）が同年4月21日に公布された。これに伴い、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方（令和2年10月16日国不参第22号）について、別紙7のとおり改正を行うこととした。

貴団体におかれても、貴団体加盟の業者に対する周知及び指導を行われたい。